

**令和6年度高知県ヘルスケア産業  
実証実験支援事業費補助金（二次募集）  
公募説明会**

**令和6年6月28日  
11:00～12:00**

# 高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト①

## 背景

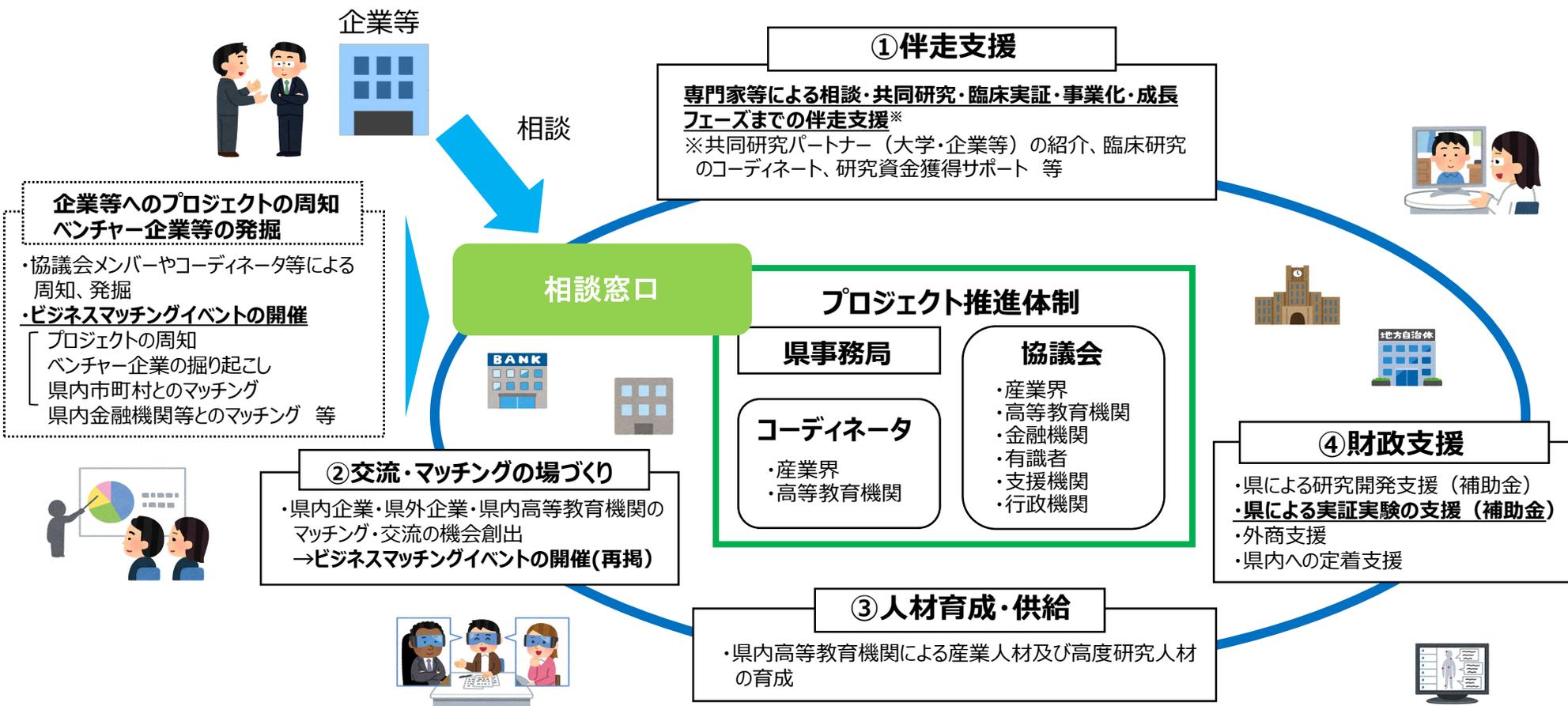
- ・県内高等教育機関による医工連携の取り組みの推進
  - ・高知大医学部によるオープンイノベーション拠点「MEDI」の設置
  - ・高知大医学部における「ヘルスケアイノベーションコース（修士）」や「医療×VR学（寄附講座）」の開設 等
- ⇒ 産業界や行政も参画した「産学官金連携」の取り組みへ

## 目的

デジタル技術等を活用したヘルステック分野の新製品やサービスの事業化を支援することで、当分野への県内企業の進出や県外企業の誘致を促進し、関連産業の育成とイノベーションの創出を図る。 ⇒ 地域産業の活性化や県内雇用の創出  
県内のヘルスケア分野における地域課題の解決

## 取組概要

①伴走支援、②交流・マッチングの場づくり、③人材育成・供給、④財政支援 を産学官金が連携して実施



企業等



相談

### 企業等へのプロジェクトの周知 ベンチャー企業等の発掘

- ・協議会メンバーやコーディネータ等による周知、発掘
  - ・ビジネスマッチングイベントの開催
- プロジェクトの周知  
ベンチャー企業の掘り起こし  
県内市町村とのマッチング  
県内金融機関等とのマッチング 等

### ① 伴走支援

専門家等による相談・共同研究・臨床実証・事業化・成長フェーズまでの伴走支援※  
※共同研究パートナー（大学・企業等）の紹介、臨床研究のコーディネート、研究資金獲得サポート 等



相談窓口

### プロジェクト推進体制

県事務局

コーディネータ

- ・産業界
- ・高等教育機関

協議会

- ・産業界
- ・高等教育機関
- ・金融機関
- ・有識者
- ・支援機関
- ・行政機関



### ② 交流・マッチングの場づくり

- ・県内企業・県外企業・県内高等教育機関のマッチング・交流の機会創出
- ビジネスマッチングイベントの開催(再掲)



### ③ 人材育成・供給

- ・県内高等教育機関による産業人材及び高度研究人材の育成



### ④ 財政支援

- ・県による研究開発支援（補助金）
- ・県による実証実験の支援（補助金）
- ・外商支援
- ・県内への定着支援



# (1) 事業の目的・内容

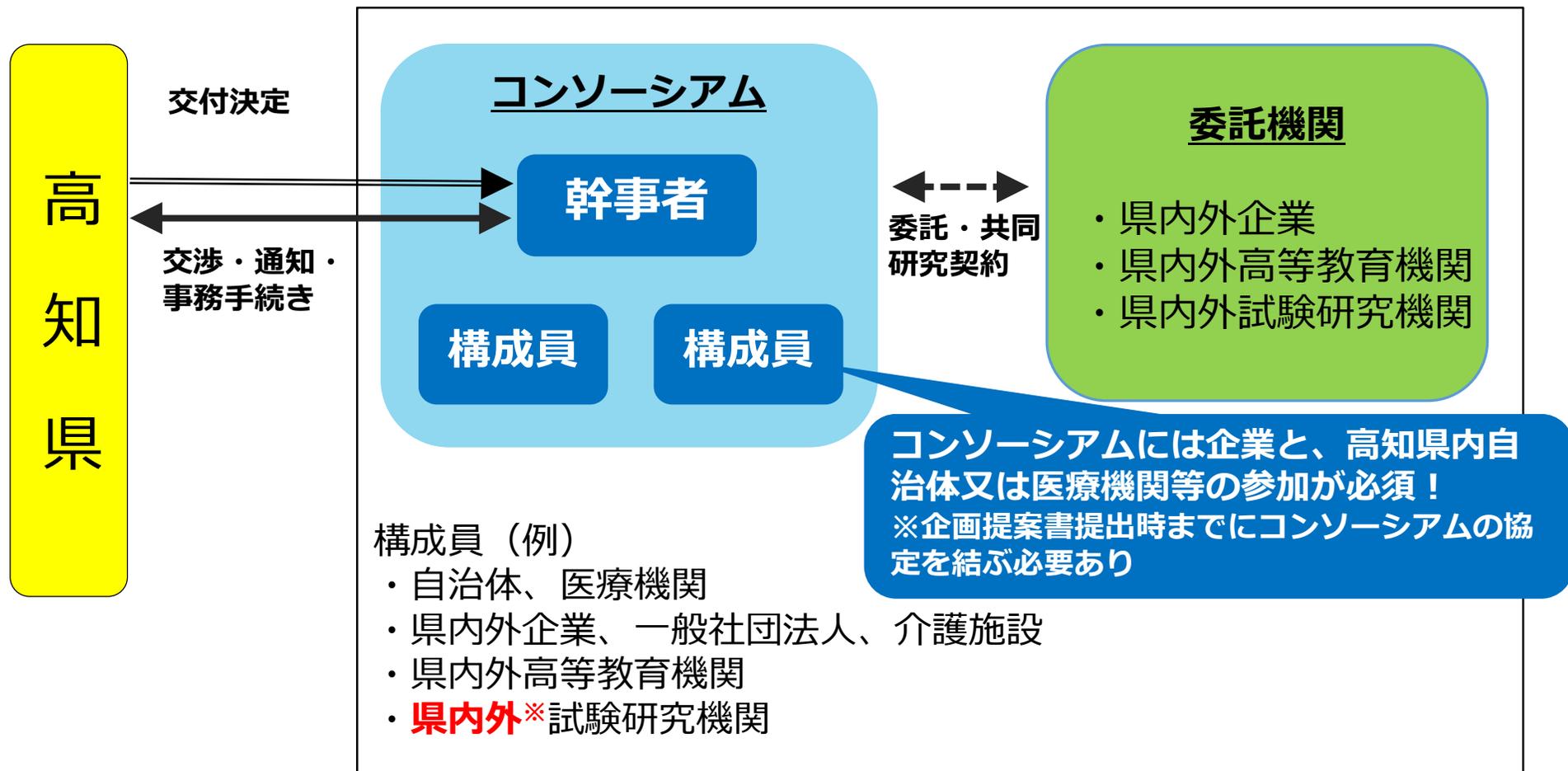
この補助金は、県内市町村・医療機関と県内外の民間企業や大学等が連携して実施する、デジタル技術を活用したヘルステック分野の新製品や新サービスの事業化のための実証実験（ヘルステック分野の製品やサービス等について、県内市町村・医療機関で運用等を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じた改修等を行い、社会実装を目指すもの。）に係る費用の一部を補助することで、県内に県外のヘルステック関連企業等を呼び込み、県内におけるヘルステック産業の創出と地域課題の解決に寄与することを目的としています。

# (2) 補助対象事業、補助事業者等

交付要綱別表第1

補助対象事業	デジタル技術等を活用したヘルステック関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験 (注) プロトタイプの実証・評価をする段階であること(プロトタイプの開発を含む)。 (注) 実証実験の実施場所は県内市町村又は県内医療機関に限る
補助事業者	県内市町村又は県内医療機関と、県内外の民間企業及び大学等で構成されるコンソーシアム (注) コンソーシアム協定を締結すること。
補助要件 (体制等)	<ul style="list-style-type: none"><li>・幹事者のエントリーする事業が、交付決定の日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトの支援案件となること。</li><li>・コンソーシアムを構成する組織(以下、「コンソーシアム構成員」という。)として、県内市町村又は県内医療機関と、県内外の民間企業等の参加は必須とする。なお、県外民間企業等については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。</li><li>・コンソーシアム構成員の中から幹事者を決定すること。</li><li>・幹事者は、当該補助事業の取組を主体的かつ積極的に実施すること。</li><li>・幹事者は、当該補助事業の実施に係る事務の一切を担うこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月高知県訓令第1号)に基づく入札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、本社(本店)及び営業所等(高知県内に限る。)が都道府県税を滞納していないこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</li><li>・コンソーシアムを構成する民間企業等は、県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。</li></ul>
補助対象期間	交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで
補助率	2分の1以内
補助金額	上限750万円、下限100万円 予算の範囲内で採択数を調整します。

# (3) コンソーシアムの構成



※ただし、高知県の試験研究機関は、県の補助事業者になれません。補助事業者の委託機関として参加することは可能です。

(工業技術センター、紙産業技術センター、農業技術センター、森林技術センター 等)

# (4) 対象経費

**共通事項：事業期間内に発注から支払までが終了したもの  
当該事業に直接使用されたものと説明できるもの**

## 機械装置費

### ・ 機械装置費

- ※取得価格が100万円未満（税込）の実証実験に直接必要な機器や機械装置等の購入、保守等
- ※他の事業でも利用できるパソコン、量産用機械等汎用性の高いもの又は生産設備に転用可能なものは対象外とする。

## 労務費：製品・サービス開発者又は補助者の経費（上限設定あり）

### ・ 製品・サービス開発者及び補助者（アルバイト等）が当該補助事業に直接 従事した時間に対する人件費

- ※製品・サービス開発者の人件費は民間企業等のみ計上可。
- ※補助者（アルバイト等）の人件費は市町村及び大学等のみ計上可。なお、市町村職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）の人件費を除く。）は対象外とする。

## 事業費（上限設定あり）

### ・ 謝金、旅費、原材料費、外注費、特許等関連経費、委託費、その他諸経費

- ※外注費は、補助対象経費の3分の1を超えない額とする。

**「実施要綱」及び「実施要領」をよくお読みください。**

# (5) 対象外経費及び注意点

## 対象外となる経費の例

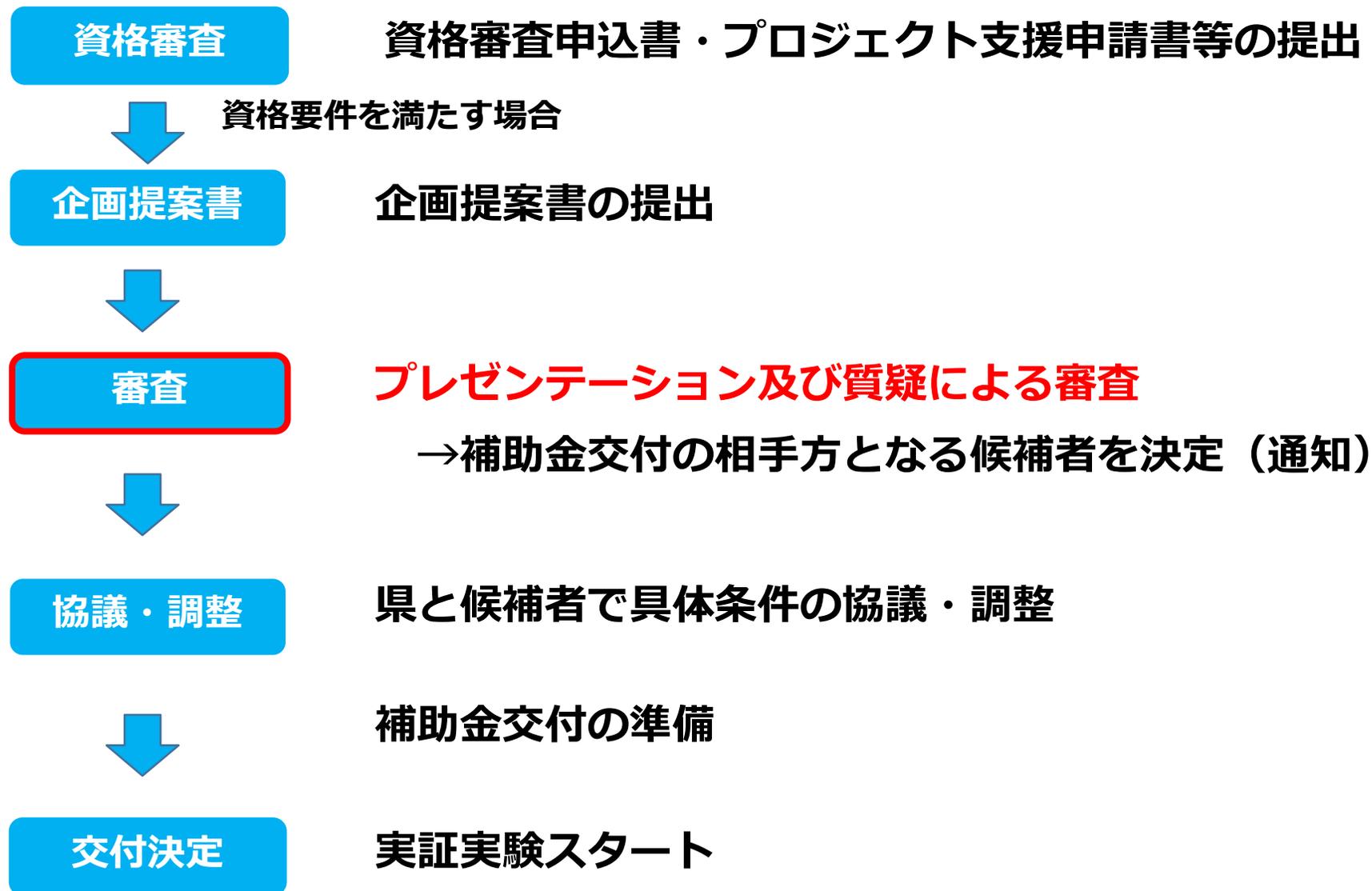
- × 補助業務に直接必要と認められないもの
- × **経理書類の整備が不十分で支出の事実が証明できないもの**
- × 補助事業期間内に使い切れず余ったもの (要注意：補助期間終了間際の原材料の大量購入など)
- × 経理事務に要する経費
- × 学会登録料、一般的な講習会参加費
- × 事業と関係のない業務に関する旅費
- × 県との打合せ等に要する経費
- × 振込手数料 (相手先負担も含む)、公課費、行政手続きに係る手数料や公課費に準ずる経費 など

## 購入先の決定時に**注意が必要**、もしくは**県に確認が必要な例**

- ? 30万円を超える金額を支出する場合 (原則、相見積)
- ? 装置や場所の借り入れで80万円を超えるを支出する場合 (原則、競争入札)
- ? 装置等の購入のために160万円を超える支出する場合 (原則、競争入札)
- ? 交付決定時に予定していない装置等を購入する場合 など

**「実施要綱」及び「実施要領」をよくお読みください。  
また、分からないことは都度、県にご確認ください。**

# (6) 補助金の申請から交付先の決定



# (7) 資格要件の確認提出書類

様式番号	提出書類	説明	部数
3	資格審査申込書（鑑）	幹事者が作成	1
4	資格審査申込書	コンソーシアム構成員ごとに作成	1
5	誓約書兼同意書	コンソーシアム構成員ごとに作成 ※高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書を提出してください。	1
	高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援決定通知書の写し	※幹事者が高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援案件の決定を受けていない場合は、 <b>7月18日（木）17時までに19問合せ先にご連絡ください。</b>	1
	資格審査確認書類	<p>コンソーシアム構成員ごとに必要 a及びb、またはcのみ</p> <p><b>a 本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書（写し可）。</b>            なお、税完納情報の提供に係る同意書（※4）及び本人確認書類の写し（※5）でも代用可。            （※1）滞納がないことの証明書を提出してください。事業を開始したばかりで、課税されていない場合も提出が必要です。            （※2）公募開始日以降に取得したものに限ります。            （※3）滞納のない証明書が発行されない場合は、直近事業年度の納税証明書を提出してください。            （※4）税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。            （※5）法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。            （※6）（※5）については、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p> <p><b>b 本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）</b>            ※公募開始日以降に取得したものに限ります。            ※納税証明書の「その3」又は「その3の3」を提出してください。「その1」及び「その2」は不可です。</p> <p>c 令和6～8年度高知県入札参加資格者名簿の写し</p>	1
	コンソーシアム協定書の写し	任意様式 ※コンソーシアム協定書については、企画提案書の提出期限までは提出を猶予します。	1

# (8) 企画提案書の書き方 (要点)

## 表紙

原則、1枚の申請書表紙に、コンソーシアム構成員全ての機関名等を記載してください。

## 2 幹事者

幹事者の経営状況を記載してください。なお、設立後2年未満の民間企業等は、⑥経営状況（直近2期分）の記入は不要ですが、事業計画書等の写しを添付してください。

## 4 事業の要約

事業名称、実施概要、実証実験実施場所の市町村名を記載してください。

## 5 実施事業の内容

背景・必要性、補助事業実施により目指す目標、解決すべき課題、実証事項、補助事業実施により期待される効果、事業実施後の活動予定、関連実績を記載してください。図表を用いるなどして、分かりやすく記入してください。様式の注釈に記載している説明に沿った内容にしてください。

## 7 実証実験の実施体制図

様式の注釈に記載している説明に沿って記載してください。

## 8 スケジュール

様式の注釈に記載している説明に沿って記載してください。

## 9 経費明細表

コンソーシアム全体とコンソーシアム構成員ごとに経費明細表を作成してください。単位は円です。

# (8) 企画提案書の書き方 (経費明細表) 単位：円

(名称：〇〇会社)

経費区分	種別	A	B	B×補助率	積算基礎 (税込)
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象経 費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
(1,000円未満の端数切り捨て)					

(名称：コンソーシアム)

経費区分	種別	A	B	B×補助率	積算基礎 (税込)
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象経 費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
	特許等関連 経費				
	委託費 その他諸経 費				
小計③					
合計④(小計①+②+③)					
(1,000円未満の端数切り捨て)					

〇〇企業と〇〇市の  
合計額

(名称：〇〇市)

経費区分	種別	A	B	B×補助率	積算基礎 (税込)
		補助事業に 要する経費 (税込)	補助対象経 費 (税抜)	補助金 交付申請額 (税抜)	
機械装置費	機械装置費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
	特許等関連 経費				
	委託費				
	その他諸経 費				
小計③					
合計④(小計①+②+③)					
(1,000円未満の端数切り捨て)					

# (9) 審査の項目及び点数、審査基準

## 1. 事業に関すること

### ①事業内容（15点）

補助事業の趣旨や目的に合致した事業内容か、市場の動向、地域課題やニーズに合致しているか、新規性、先進性、独創性、優位性があるか 等

### ②補助事業実施後の見通し（10点）

事業実施後の実装に向けたプロセスは現実的か、実証実験の結果をどのように事業に活かしていくのか見通しは適切か 等

## 2. 実証実験に関すること

### ①目標及び解決すべき課題（15点）

事業全体における実証実験の位置づけは妥当か、目標、課題、課題解決の方向性や手段が明確か、課題解決のための仮説は適切か 等

### ②実証事項について（15点）

実証事項は、課題を検証する内容となっているか、実証事項は、期待される効果が得られる内容になっているか、実証実験の内容は5W1Hが明確に示されているか 等

### ③期待される効果（10点）

課題を解決することで期待される効果は明確か 等

### ④実施体制（15点）

本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか、幹事者は求められる任務を果たすことが可能か、コンソーシアムの各構成員が主体的役割を持って補助事業に取り組む体制がとれているか 等

### ⑤スケジュール（15点）

実施スケジュールは現実的か

### ⑥経費の妥当性（5点）

必要最小限かつ合理的な経費か、機器装置等の購入が目的となっていないか

不合格となる点数：60点未満及び各審査項目の点数が5割未満

## (10) 今後のスケジュール

- ◆ 6月21日 (金) 募集開始
- ◆ 6月28日 (金) 説明会
- ◆ 7月 5日 (金) 正午 質疑書提出締切
- ◆ 7月19日 (金) **17時 資格審査申込締切**
- ◆ 7月26日 (金) **17時 企画提案書提出締切**
- ◆ 8月上旬 審査委員会 (プレゼンテーション)
- ◆ 8月中旬 審査結果通知・補助金交付に向けた事業計画の調整
- ◆ 交付決定日 交付決定・事業開始  
※事業計画の調整と交付申請手続き完了後に事業開始となります。